

一宮監公表第8号

平成28年11月30日

一宮市監査委員 佐藤章次

一宮市監査委員 岸澤修

一宮市監査委員 岡本将嗣

一宮市監査委員 柴田雄二

教育文化部の定期監査及び行政監査結果報告について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、教育文化部の監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

教育文化部の定期監査及び行政監査結果報告

1 監査対象

教育文化部（総務課、学校教育課、学校給食課、教育指定管理課）の財務事務及び行政事務の状況並びに施設の管理状況

（監査対象の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 8 月 31 日まで）

2 監査場所

監査事務局、関係各課及び各施設

3 実施年月日

平成 28 年 10 月 3 日から平成 28 年 11 月 24 日まで

4 監査方法

- （1）書類の審査
- （2）資料に基づく説明の聴取
- （3）施設の現況調査

5 監査結果

本監査はあらかじめ提出を求めた監査資料を基にし、平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 8 月 31 日までの間における財務事務及び行政事務の状況並びに施設、備品の維持管理について、関係書類・諸帳簿等の提出を求めるとともに、教育長、教育文化部長、次長及び担当課長等関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

この監査結果からみると、事務及び予算の執行状況については、おおむね適正に処理されており、施設及び備品の管理についても、おおむね良好になされていた。一部で見受けられた留意事項については、各課について記述する中で述べる。なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

以下各課について記述する。

予算執行状況の表からは、給料・職員手当等・共済費は除外した。ただし、臨時職員に係る共済費は計上した。

組織及び事務分掌は、平成 28 年 8 月 31 日現在のものを掲載した。

2 予算執行状況

歳 入

| 区分 科目 | 予算現額 (A) | 調定額 (B) | 収入済額 (C) | 不納 欠損額 (D) | 収入 未済額 (E) | 予算 執行率 $\frac{(B)}{(A)}$ | 収入率 $\frac{(C)}{(B)}$ |
|------------------------|--------------|--------------|--------------|------------------|------------------|--------------------------------|--------------------------|
| 12・1・7 教育使用料 | 円 695,000 | 円 628,000 | 円 613,840 | 円 0 | 円 14,160 | % 90.4 | % 97.7 |
| 13・2・5 教育費 国庫補助金 | 900,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | — |
| 16・1・4 教育費寄附金 | 2,000 | 25,000 | 20,000 | 0 | 5,000 | 1,250.0 | 80.0 |
| 17・1・1 基金繰入金 | 3,600,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | — |
| 19・6・2 弁償金 | — | 111,005 | 0 | 0 | 111,005 | — | 0.0 |
| 19・6・8 雑入 | 11,000 | 860 | 860 | 0 | 0 | 7.8 | 100.0 |
| 計 | 5,208,000 | 764,865 | 634,700 | 0 | 130,165 | 14.7 | 83.0 |

歳 出

| 区分 科目 | 予算現額 (A) | 支出負担 行為済額 (B) | 支出済額 (C) | 予算執行率 | |
|---------------------------|----------------|---------------------|----------------|-------------------|-------------------|
| | | | | $\frac{(B)}{(A)}$ | $\frac{(C)}{(A)}$ |
| 10・1・1 教育委員会費 | 円 3,210,000 | 円 1,414,130 | 円 1,414,130 | % 44.1 | % 44.1 |
| 10・1・2 事務局費 | 42,001,000 | 2,856,631 | 2,782,603 | 6.8 | 6.6 |
| 10・2・1 学校管理費 (小学校費) | 2,262,784,000 | 1,223,685,665 | 533,519,998 | 54.1 | 23.6 |
| 10・2・3 学校建設費 (小学校費) | 41,000 | 1,880 | 1,080 | 4.6 | 2.6 |
| 10・3・1 学校管理費 (中学校費) | 1,226,399,000 | 633,718,389 | 315,242,419 | 51.7 | 25.7 |
| 10・3・3 学校建設費 (中学校費) | 64,000 | 2,400 | 0 | 3.8 | 0.0 |
| 計 | 3,534,499,000 | 1,861,679,095 | 852,960,230 | 52.7 | 24.1 |

当課の組織・事務分掌及び予算執行状況は前記のとおりであり、その事務はおおむね適正に処理されていたが、次の事項については、留意されたい。

[留意事項]

(1) 契約事務において、次のような箇所が見られたので留意し、事務の万全を期されたい。

ア 受水槽・高置水槽の清掃に関する契約（一宮地区小学校 32 校）等 4 契約において、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の各号で定める随意契約によることができる場合に該当していないにもかかわらず、随意契約により契約締結されていた。随意契約によることができる場合に該当しない契約は、競争入札により契約締結されたい。

イ プール原水（井水）水質検査業務契約において、一宮市契約規則第 6 条（契約書の省略）の規定に適合していないにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。契約した内容について、担保されていない状態であるので、必ず契約書を作成するよう改められたい。また、同契約において、随

意契約による契約締結の手続がなされていたが、見積書の提出依頼に係る決裁に随意契約とする旨の記載がされておらず、契約締結に係る決裁が作成されていなかった。意思決定に係る書類は省略すべきではないので、必ず決裁を作成するとともに、必要事項は漏れなく記載し決裁権者の承認を得られたい。

ウ 自家用電気工作物の保安管理業務委託等 2 契約において、一宮市契約規則第 5 条第 1 項で定められている権利及び義務の譲渡等の禁止条項が契約書に記載されていなかった。また、同 2 契約において、一括再委託の禁止条項や業務の一部を再委託する場合の事前承認に関する条項が記載されていなかった。契約書には必要事項を漏れなく記載されたい。

(2) 教育委員会賞下付に関する事務において、教育委員会賞下付基準が作成されていなかった。市長賞下付基準を準用し下付していたが、公平性の確保を図る観点から、早急に下付基準を作成し、的確な事務処理をされたい。

◎ 学校教育課

1 組織及び事務分掌

| 組 織 | | 事 務 分 掌 |
|--|-------------------|--|
| 課 長 1 名 ・ 主 監 1 名 ・ 管 理 主 事 1 名 | 学校指導グループ 3 1 名 | ○校長、教員その他の教育関係職員並びに児童及び生徒の保健及び安全厚生に関する事 こと。 |
| | 専任課長 2 名 | ○学校の環境衛生に関する事 こと。 |
| | 課長補佐 1 1 名 | ○児童及び生徒の就学援助に関する事 こと。 |
| | 主 査 2 名 | ○文書の收受、発送及び保管に関する事 こと。 |
| | 主 事 1 名 | ○学校教育課の庶務に関する事 こと。 |
| | 書 記 1 名 | ○学級編成、教職員組織その他学校管理に関する事 こと。 |
| | 嘱 託 1 4 名 | ○教職員の給与に関する事 こと。 ○教職員の任免、懲戒その他進退の内申に関する事 こと。 ○教職員のサービスの監督及び勤務成績の評定に関する事 こと。 ○教員の免許状に関する事 こと。 ○教育課程その他教育計画、教科内容及び指導に関する事 こと。 ○教科書その他の教材の取扱いに関する事 こと。 ○校長、教員その他の教育関係職員の研修に関する事 こと。 ○児童及び生徒の学習指導、生徒指導及び進路指導に関する事 こと。 ○学校体育に関する事 こと。 ○学校教育関係団体に関する事 こと。 ○学校教育の振興に関する事 こと。 |
| | 計 3 4 名 | |

2 予算執行状況

歳 入

| 区分 科目 | 予算現額 | 調定額 | 収入済額 | 不納 欠損額 | 収入 未済額 | 予算 執行率 | 収入率 |
|------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------|-----------|-------------------|-------------------|
| | (A) | (B) | (C) | (D) | (E) | $\frac{(B)}{(A)}$ | $\frac{(C)}{(B)}$ |
| 11・1・4 教育費負担金 | 円 13,961,000 | 円 13,896,600 | 円 13,896,600 | 円 0 | 円 0 | % 99.5 | % 100.0 |
| 13・2・5 教育費 国庫補助金 | 3,990,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | — |
| 14・3・4 教育費 県委託金 | 927,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | — |
| 17・1・1 基金繰入金 | 2,954,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | — |
| 19・6・8 雑入 | 1,000 | 1,310 | 1,310 | 0 | 0 | 131.0 | 100.0 |
| 計 | 21,833,000 | 13,897,910 | 13,897,910 | 0 | 0 | 63.7 | 100.0 |

歳 出

| 区分 科目 | 予算現額 (A) | 支出負担 行為済額 (B) | 支出済額 (C) | 予算執行率 | |
|---------------------------|------------------|---------------------|------------------|-------------------|-------------------|
| | | | | $\frac{(B)}{(A)}$ | $\frac{(C)}{(A)}$ |
| 10・2・2 教育振興費 (小学校費) | 円 739,324,000 | 円 280,817,005 | 円 251,260,973 | % 38.0 | % 34.0 |
| 10・3・2 教育振興費 (中学校費) | 394,059,000 | 235,320,299 | 216,425,948 | 59.7 | 54.9 |
| 計 | 1,133,383,000 | 516,137,304 | 467,686,921 | 45.5 | 41.3 |

当課の組織・事務分掌及び予算執行状況は前記のとおりであり、その事務はおおむね適正に処理されていたが、次の事項については、留意されたい。

[留意事項]

- (1) 一宮市学校保健会補助金において、交付要綱が作成されていなかった。補助の目的や対象、支出金額の算定基準等を明確に定め、制度の公平性、透明性を確保するという観点から、早急に交付要綱を作成し、的確な助成行政を行われたい。
- (2) 教育指定研究事業における研究論文の作成委託について、一宮市委託料交付要綱に基づいて教員個人若しくはグループに委託料を概算払で支出しているが、研究論文の提出を必須としている教職経験5年目、10年目の教員には3,000円、それ以外の希望者には6,000円とするなど、委託内容が同じであるにもかかわらず基準に差額を設けていた。必要な経費に対する委託料であれば、必須者と希望者との間で差額を設ける合理的な理由はないと思われるので、金額を統一するよう見直しをされたい。
- (3) 小中学校の健康管理医務謝礼及び小学校就学時健康診断検診謝礼について、毎年度、医師会等との申合せにより確定しているとのことであるが、決裁が採られていなかった。意思決定に係る書類は省略すべきではないので、決裁文書を作成し、決裁権者の承認を得られたい。
- (4) 契約に関する事務において、次のような箇所が見られたので留意し、事務の万全を期されたい。
 - ア 一宮市教育センター空調機器保守点検業務委託契約において、一宮市契約規則第5条第1項で定められている権利及び義務の譲渡等の禁止条項が契約書に記載されていなかった。また、同契約において一括再委託の禁止条項や業務の一部を再委託する場合の事前承認に関する条項が記載されていなかった。さらに、コピーシステム保守契約において、秘密の保持や個人情報保護に関する条項が記載されていなかった。契約書には必要事項を漏れなく記載されたい。
 - イ 教育ネットワークシステム保守委託業務契約（プログラミング教育用タブレット型端末分）において、契約書等で提出を定めている業務責任者届及び作業報告書が提出されていなかった。契約に基づく提出物は漏れなく提出するよう契約の相手方を指導するとともに、業務が的確に遂行されるよう内容確認を徹底されたい。

◎ 学校給食課

1 組織及び事務分掌

| 組 織 | | 事 務 分 掌 |
|---|------------------|---|
| 課 長 1 名 ・ 専 任 課 長 1 名 | 共同調理場グループ 27名 | ○学校給食の総合計画に関すること。 ○学校給食の調理業務に関すること。 |
| | 課長補佐 1名 | ○南部学校給食共同調理場の維持管理に関するこ と。 |
| | 主 査 1名 | |
| | 調理長 1名 | ○北部学校給食共同調理場の維持管理に関するこ と。 |
| | 副調理長 1名 | |
| | 班 長 6名 | ○学校給食単独校調理場の維持管理に関すること。 ○学校給食課の庶務に関すること。 |
| | 技 能 員 5名 | |
| | 調理員 9名 | |
| | 嘱 託 3名 | |
| | 単独校グループ 4名 | |
| 副調理長 1名 | | |
| 調理員 3名 | | |
| 計 33名 | | |

2 予算執行状況

歳 入

| 区分 科目 | 予算現額 | 調定額 | 収入済額 | 不納 欠損額 | 収入 未済額 | 予算 執行率 | 収入率 |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|-----------|-----------|-------------------|-------------------|
| | (A) | (B) | (C) | (D) | (E) | $\frac{(B)}{(A)}$ | $\frac{(C)}{(B)}$ |
| 12・1・7 教育使用料 | 円 16,000 | 円 16,241 | 円 16,241 | 円 0 | 円 0 | % 101.5 | % 100.0 |
| 19・6・8 雑入 | 126,000 | 68,290 | 68,290 | 0 | 0 | 54.2 | 100.0 |
| 計 | 142,000 | 84,531 | 84,531 | 0 | 0 | 59.5 | 100.0 |

歳 出

| 区分 科目 | 予算現額 (A) | 支出負担 行為済額 (B) | 支出済額 (C) | 予算執行率 | |
|--------------------|------------------|---------------------|------------------|-------------------|-------------------|
| | | | | $\frac{(B)}{(A)}$ | $\frac{(C)}{(A)}$ |
| 10・1・3 学校給食調理場費 | 円 871,618,000 | 円 431,749,929 | 円 268,280,037 | % 49.5 | % 30.8 |

当課の組織・事務分掌及び予算執行状況は前記のとおりであり、その事務はおおむね適正に処理されていたが、次の事項については、留意されたい。

[留意事項]

(1) 契約事務において、次のような箇所が見られたので留意し、事務の万全を期されたい。

ア 学校給食単独校調理場ダクト清掃業務始め6契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号で定める随意契約によることができる場合に該当していないにもかかわらず、随意契約により契約締結されていた。随意契約によることができる場合に該当しない契約は、競争入札により契約締結されたい。

イ 給食残菜売払契約において、見積書の提出依頼に係る決裁が作成されて

いなかった。また、見積額は、口頭で確認しているとのことで、見積書も提出されていなかった。見積書の省略ができない事例なので、決裁を作成し、見積書を提出させるよう改められたい。また、同契約において、1者による随意契約とする理由が、契約締結に係る決裁に記載されていなかった。必要事項は漏れなく記載し、的確な事務処理をされたい。

ウ 一宮市単独校調理場学校給食調理業務委託において、仕様書で、現場責任者は、「業務受託者の常勤の正規職員で、調理師の資格を有し、学校給食調理業務の経験を2年以上有すること」と定められているが、資格及び経験については条件を満たしているものの非常勤の職員が現場責任者となっている調理場があった。受託業者から現場責任者の配置について協議の申出があり、非常勤職員の過去の実績等を聞き取り精査した結果、責任者としての責務に違いがないことや正規職員と同等のキャリアがあり現場責任者にふさわしいと認めることができたため、非常勤の職員による現場責任者の配置を許可したとのことであるが、契約条件については、契約締結後速やかに確認するとともに、実情に即して仕様を見直すなど整理し、事務の万全を期されたい。

エ 一宮市学校給食配送委託業務契約において、仕様書で提出を定めている自動車保険証券の写し及び自動車車検証の写しが、契約締結時には提出されていたものの、更新時に提出されていなかった。また、契約変更に伴い増台された車両についても提出されていなかった。給食配送業務の安全性を確保するため、契約に基づく提出物は漏れなく提出するよう契約の相手方を指導するとともに、提出書類の確認を徹底されたい。

オ 130万円以下の施設修繕工事について、契約書に、一宮市公共工事請負契約約款を添付しているが、その約款で提出を定めている完成届等が提出されておらず、監督員通知等も行われていなかった。また、南部調理場ガバナ室取壊他整備工事においては、工事写真帳も提出されていなかった。必要書類は漏れなく提出するよう契約の相手方を指導するとともに、業務が的確に遂行されているか内容を確認されたい。また、相手方への通知も漏れなく行うよう的確な事務処理をされたい。

カ 施設修繕工事のうち予定価格が20万円以下若しくは緊急性を理由に1者からの見積りによる随意契約で行っている工事において、見積書の提出依頼に係る決裁が採られていないものが散見された。決裁権者に口頭で了承を得ているとの説明を受けたが、意思決定に係る書類は省略すべきではないので、文書で決裁を採られたい。

◎ 教育指定管理課

1 組織及び事務分掌

| 組 織 | | 事 務 分 掌 |
|------------------|-----------------|--|
| 課 長 1 名 | 指定管理グループ 10名 | ○教育委員会が所管する施設のうち、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に管理を行わせている施設に関すること。 ○教育委員会が所管する施設に係る指定管理者の指定手続に関すること。 ○建設又は取得により新たに教育委員会が所管することとなる施設のうち、教育長がその管理について教育指定管理課で行う旨を裁定した施設に関すること。 ○教育指定管理課の庶務に関すること。 |
| | 専任課長 1名 | |
| | 課長補佐 3名 | |
| | 主査 1名 | |
| | 主任 1名 | |
| | 主事 2名 | |
| | 書記 1名 | |
| | 嘱託 1名 | |
| 計 11名 | | |

2 予算執行状況

歳 入

| 区 分 | 予算現額 (A) | 調定額 (B) | 収入済額 (C) | 不納 欠損額 (D) | 収 入 未済額 (E) | 予 算 執行率 $\frac{(B)}{(A)}$ | 収入率 $\frac{(C)}{(B)}$ |
|------------------|----------------|----------------|----------------|------------------|-------------------|---------------------------------|--------------------------|
| 12・1・7 教育使用料 | 円 1,585,000 | 円 2,887,422 | 円 2,831,422 | 円 0 | 円 56,000 | % 182.2 | % 98.1 |
| 15・1・1 財産貸付収入 | 9,632,000 | 9,308,895 | 9,308,895 | 0 | 0 | 96.6 | 100.0 |
| 19・6・8 雑 入 | 5,116,000 | 7,280,172 | 7,265,916 | 0 | 14,256 | 142.3 | 99.8 |
| 計 | 16,333,000 | 19,476,489 | 19,406,233 | 0 | 70,256 | 119.2 | 99.6 |

歳 出

| 区 分 科 目 | 予算現額 (A) | 支出負担 行為済額 (B) | 支出済額 (C) | 予算執行率 | |
|-------------------|--------------------|---------------------|------------------|-------------------|-------------------|
| | | | | $\frac{(B)}{(A)}$ | $\frac{(C)}{(A)}$ |
| 10・1・4 教育指定管理費 | 円 1,234,664,000 | 円 1,051,739,089 | 円 307,445,553 | % 85.2 | % 24.9 |

当課の組織・事務分掌及び予算執行状況は前記のとおりであり、その事務はおおむね適正に処理されていた。